

奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十六日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第三号

奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成二十八年五月奈良県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十七条の五」を「。以下「法」という。」第四十七条の六」に改める。

第二条を次のように改める。

（設置）

第二条 奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会及び県立学校の校長の権限と責任の下、次に掲げる事項の実現に資するため、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、その所管に属する学校ごとに、協議会を設置するように努める。ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により中学校における教育と高等学校における教育を一貫して実施する場合には、二以上の学校について一の協議会を設置することができる。

一 保護者、地域住民等の学校運営への参画の促進

二 保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力の促進

三 学校運営の改善並びに幼児、児童及び生徒の健全育成の促進

2 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。

3 教育委員会は、協議会を設置するときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

第三条第一項中「前条第一項の規定による指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）」を「対象学校」に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五第三項」を「法第四十七条の六第四項」に改め、「作成し、」の下に「当該対象学校

の」を加え、同項第五号及び同条第二項中「指定学校」を「対象学校」に改める。

第四条を次のように改める。

（教育委員会等に対する意見）

第四条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）につ

いて、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 前項の意見について、法第四十七条の六第七項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の教育上の課題を踏まえた事項であつて、職員個人を特定しない一般的なものとす。

4 協議会は、教育委員会に対して第一項及び第二項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

第五条第一項中「十五人」を「十人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、学校教育法第五十三条第一項の規定により定時制の課程を併せて置く高等学校については、委員十五人以内で組織することができる。

第五条第二項に、次のただし書を加える。

ただし、第一号から第三号までに掲げる者については、必ず委員に含めなければならない。

第五条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「当該指定学校」を「対象学校」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「当該指定学校」を「対象学校」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 法第四十七条の六第二項第三号に規定する対象学校の運営に資する活動を行う者
第六条第一項中「一年」を「一年以内」に改め、同条第二項を削る。

第十条第二項第三号中「指定学校」を「対象学校」に改める。

第十三条の見出しを「（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）」に改め、同条第一項中「行う」の下に「とともに、協議会の運営が適正を欠くことよつて対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずる」を加え、同条第二項中「指定学校」を「対象学校」に改める。

第十四条を削る。

第十五条の見出し中「解任」を「解嘱等」に改め、同条第一項中「委員を」の下に「解嘱し、又は」を、同項第三号中「その他」の下に「解嘱又は」を加え、同条第二項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条第三項中「委員を」の下に「解嘱し、又は」を加え、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（学校運営に関する評価及び情報提供）

第十五条 協議会は、毎年度一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- 一 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する地域住民、対象学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者その他の関係者の理解の深化
 - 二 対象学校と前号に規定する関係者との連携及び協力の推進
- 第十六条を削り、第十七条を第十六条とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第二条第一項の規定による指定を受け協議会を設置している学校については、この教育委員会規則による改正後の奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第二条第一項の規定により協議会を設置した学校及び同規則第二条第二項に規定する対象学校とみなす。